

丸 亀 市 議 会 議 員 様

丸 亀 市 長 松 永 恭 二

議 案 の 送 付 に つ い て

令和 8 年 6 月 3 日 午前 10 時 招 集 の 丸 亀 市 議 会 6 月 定 例 会 に 提 出 す る 下 記 の 議 案 を 別 紙 の と お り 送 付 し ま す。

記

- 議案第 63 号 令和 8 年度丸亀市一般会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 64 号 令和 8 年度丸亀市駐車場特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 65 号 丸亀市民会館条例の一部改正について
- 議案第 66 号 丸亀市駐車場条例の一部改正について
- 議案第 67 号 丸亀市公園条例の一部改正について
- 議案第 68 号 丸亀市農業集落排水処理施設の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 69 号 丸亀市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 議案第 70 号 丸亀市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第 71 号 工事請負契約の締結について（丸亀城帯曲輪石垣復旧等（その 2）工事）
- 議案第 72 号 物品の購入について（小型動力ポンプ付積載車（普通自動車）3 台）
- 議案第 73 号 物品の購入について（高規格救急自動車 1 台）
- 議案第 74 号 物品の購入について（高度救命処置用資機材 一式）
- 議案第 75 号 物品の購入について（GIGA スクール構想に係る児童用タブレット端末 5,943 台）

令和 8 年度丸亀市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度丸亀市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 120,471 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 64,420,471 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 8 年 6 月 3 日提出

香川県丸亀市長 松 永 恭 二

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		9,630,818	76,570	9,707,388
	2 国庫補助金	2,901,783	76,570	2,978,353
16 県支出金		4,684,208	1,000	4,685,208
	2 県補助金	1,882,439	1,000	1,883,439
19 繰入金		9,074,622	41,101	9,115,723
	1 特別会計繰入金	51,692	△1,650	50,042
22 市債	2 基金繰入金	9,022,930	42,751	9,065,681
	1 市債	5,623,800	1,800	5,625,600
		5,623,800	1,800	5,625,600
歳入	合計	64,300,000	120,471	64,420,471

(単位：千円)

歳出 款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		6,692,650	1,000	6,693,650
	1 総務管理費	5,794,630	1,000	5,795,630
3 民生費		23,403,201	97,610	23,500,811
	3 生活保護費	1,927,261	97,610	2,024,871
9 消防費		1,526,562	4,750	1,531,312
	1 消防費	1,526,562	4,750	1,531,312
10 教育費		11,511,603	17,111	11,528,714
	1 教育総務費	924,714	111	924,825
	5 社会教育費	4,930,121	17,000	4,947,121
歳出 合計		64,300,000	120,471	64,420,471

第2表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	限度額		起債の方法	利 率	償還の方法
消防施設等整備事業	補正前	215,800	普通貸借又は証券発行 (ただし、登録債とする。)	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内償還又は借入先の融資条件による。ただし、市財政の都合により繰上償還又は低利に借換えることができる。
	補正後	217,600			
計	補正前	5,623,800			
	補正後	5,625,600			

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書補正

(単位 千円)

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中元 金償還見込額	
1 普通債			1,800		1,800
(7) 消防債			1,800		1,800
補正予算額計			1,800		1,800
合 計 (補正前)	59,326,545	60,887,000	5,623,800	5,662,677	60,848,123
合 計 (補正後)	59,326,545	60,887,000	5,625,600	5,662,677	60,849,923

1. 総括

(歳入)		歳入歳出補正予算事項別明細書			(単位：千円)
款	補正前の額	補正額	計		
15 国庫支出金	9,630,818	76,570	9,707,388		
16 県支出金	4,684,208	1,000	4,685,208		
19 繰入金	9,074,622	41,101	9,115,723		
22 市債	5,623,800	1,800	5,625,600		
歳入合計	64,300,000	120,471	64,420,471		

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	6,692,650	1,000	6,693,650
3 民生費	23,403,201	97,610	23,500,811
9 消防費	1,526,562	4,750	1,531,312
10 教育費	11,511,603	17,111	11,528,714
歳出合計	64,300,000	120,471	64,420,471

(単位：千円)

補正額	財源の内訳		
	特定	財源	一般財源
国県支	地方債	その他	
1,000	0	0	0
76,570	0	0	21,040
0	1,800	0	2,950
0	0	17,000	111
77,570	1,800	17,000	24,101

2. 歳入

(単位：千円)

区分	節		説明
	分	額	
10 生活保護経費 補助金		76,570	追加給付事務体制等整備事業補助金
			76,570

款 項 目	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	9,630,818	76,570	9,707,388
2 国庫補助金	2,901,783	76,570	2,978,353
1 民生費国庫補助金	377,971	76,570	454,541

(単位：千円)

区分	節		説明
	分	金額	
4 企画費補助金		1,000	「香川県民の日」創設事業補助金
			1,000

款 項 目	補正前の額	補正額	計
16 県支出金	4,684,208	1,000	4,685,208
2 県補助金	1,882,439	1,000	1,883,439
1 総務費県補助金	31,290	1,000	32,290

(単位：千円)

区分	節		説明
	金額	金額	
1 駐車場特別会計繰入金		△ 1,650	駐車場特別会計繰入金 △ 1,650
1 教育文化体育基金繰入金	17,000		教育文化体育基金繰入金 17,000
1 財政調整基金繰入金	25,751		財政調整基金繰入金 25,751

款	項目	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		9,074,622	41,101	9,115,723
1 特別会計繰入金		51,692	△ 1,650	50,042
1 駐車場特別会計繰入金		27,199	△ 1,650	25,549
2 基金繰入金		9,022,930	42,751	9,065,681
1 教育文化体育基金繰入金		1,007,768	17,000	1,024,768
2 財政調整基金繰入金		1,300,000	25,751	1,325,751

(単位：千円)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
22 市債	5,623,800	1,800	5,625,600
1 市債	5,623,800	1,800	5,625,600
4 消防債	215,800	1,800	217,600
歳 入 合 計	64,300,000	120,471	64,420,471

区 分	節		説 明
	金 額		
1 消防債	1,800		消防本部施設改修作業債 1,800

(単位：千円)

節	区 分		金 額	説 明
	12 委託料	18 負担金、補助及び交付金		
	500		500	「香川県民の日」創設事業関連委託料
		500	500	「香川県民の日」創設事業補助金
				企画管理費
				1,000

3. 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 総務費	6,692,650	1,000	6,693,650		0
1 総務管理費	5,794,630	1,000	5,795,630	1,000	0
8 企画費	138,961	1,000	139,961	(特定財源内訳) 県支出金 1,000	0

(単位：千円)

節	区 分	金 額	説 明
11 役員費		450	通信運搬費
			手数料
		13,000	最高裁判決に係る追加給付事業委託料
12 委託料		84,160	生活保護費追加給付金(受給中世帯分)
			生活保護費追加給付金(廃止済世帯分)
19 扶助費			最高裁判決に係る生活保護費追加給付事業費
			97,610

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
3 民生費	23,403,201	97,610	23,500,811	76,570	21,040
3 生活保護費	1,927,261	97,610	2,024,871	76,570	21,040
1 生活保護総務費	177,261	97,610	274,871	(特定財源内訳) 国庫支出金 76,570	

(単位：千円)

節	金額		説明	明
	区分	金額		
12	委託料	2,750	例規整備支援委託料	2,750
14	工事請負費	2,000	工事費	2,000
				常備消防管理費 2,750 消防施設等整備費(単独事業) 2,000 消防本部施設改修事業費 2,000

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
9 消防費	1,526,562	4,750	1,531,312	1,800	2,950
1 消防費	1,526,562	4,750	1,531,312	1,800	2,950
1 常備消防費	1,126,553	2,750	1,129,303	0	200
3 消防施設費	317,945	2,000	319,945	1,800 (特定財源内訳) 地方債	

(単位：千円)

節	区 分		金 額	説 明
	1 報酬	111		
				学校教育サポート事業費 111
				111 いじめ等専門委員会委員報酬 111
	12 委託料		2,000	建設工事関連委託料 2,000
	14 工事請負費		15,000	15,000 工事費
				総額総合文化会館施設整備費 17,000

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
10 教育費	11,511,603	17,111	11,528,714		
1 教育総務費	924,714	111	924,825	0	111
3 教育振興費	664,284	111	664,395	0	111
5 社会教育費	4,930,121	17,000	4,947,121	17,000	0
14 市民会館費	1,209,933	17,000	1,226,933	17,000	0
				(特定財源内訳)	
				繰入金	
				17,000	
歳 出 合 計	64,300,000	120,471	64,420,471	96,370	24,101

令和 8 年度丸亀市駐車場特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度丸亀市の駐車場特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,200 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 112,700 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 6 月 3 日提出

香川県丸亀市長 松 永 恭 二

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
	1 使用料及び手数料		110,500	2,200	112,700
		1 使用料	110,500	2,200	112,700
歳入	合	計	110,500	2,200	112,700

(単位：千円)

歳出	款	項	補正前の額	補正額	計
1 駐車場費			108,099	2,200	110,299
		1 駐車場管理費	108,099	2,200	110,299
歳出	合計		110,500	2,200	112,700

1. 総括

(歳入)		歳入歳出補正予算事項別明細書			(単位：千円)
款	補正前の額	補正額	補正後の額	計	
1 使用料及び手数料	110,500	2,200	112,700		
歳入合計	110,500	2,200	112,700		

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 駐車場費	108,099	2,200	110,299
歳出合計	110,500	2,200	112,700

(単位：千円)

補正額の財源	内訳		
	特定	財源	一般財源
国県支金	地方債	その他	
0	0	2,200	0
0	0	2,200	0
0	0	2,200	0

(単位：千円)

区 分	節		説 明
	金 額		
12 委託料	3,850	駐車場管理業務委託料	3,850
27 繰出金	△1,650	一般会計繰出金	△1,650
		一般管理費	2,200

3. 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 駐車場費	108,099	2,200	110,299	2,200	0
1 駐車場管理費	108,099	2,200	110,299	2,200	0
1 一般管理費	108,099	2,200	110,299	(特定財源内訳) 使用料 2,200	0
歳 出 合 計	110,500	2,200	112,700	2,200	0

議案第 65 号

丸亀市民会館条例の一部改正について
丸亀市民会館条例の一部を次のとおり改正したい。
令和 8 年 6 月 3 日提出

丸亀市民会館条例の一部を改正する条例

丸亀市民会館条例(令和 5 年条例第 16 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

丸亀市長 松 永 恭 二

改正後	改正前
<p>(目的外使用の禁止等)</p> <p>第 6 条 使用者は、市長の許可を受けた目的以外に会館を使用し、又は使用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第 13 条 略</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第 14 条 略</p> <p>(立入り)</p> <p>第 15 条 略</p> <p>(入館の制限)</p> <p>第 16 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、会館への入館を制限し、若しくは拒否し、又は退館を命ずることができらる。</p> <p>(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑になるおそれがある者</p> <p>(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑になるおそれがある物品を携帯し、若しくは動物(身体障害者補助犬法(平成 14 年法律第 49 号)第 2 条第 1 項に規定する身体障害者補助犬を除く。)を</p>	<p>(使用目的の変更及び権利譲渡等の禁止)</p> <p>第 6 条 使用者は、使用目的を市長の許可を受けないで変更し、又は使用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。</p> <p>(目的外使用の禁止等)</p> <p>第 13 条 使用者は、許可を受けた目的以外に会館を使用し、又は使用する権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第 14 条 略</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第 15 条 略</p> <p>(立入り)</p> <p>第 16 条 略</p>

改正後	改正前
<p><u>連れている者</u></p> <p>(3) <u>建物又は附属物を損傷するおそれがある者</u></p> <p>(4) <u>その他公益上又は会館の管理運営上支障があると認められる者</u></p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 前項の場合における第3条から第12条まで、<u>第15条及び第16条の規定の適用については、これらの規定中「市長」又は「市」とあるのは「指定管理者」とする。</u></p> <p>別表第1(第9条関係)</p> <p>(表は省略)</p> <p>備考</p> <p>1～4 略</p> <p>5 使用者が準備、撤去又は練習のために大ホール又は小ホールの舞台面のみを使用する日の使用料は、それぞれの基本料金又は市外料金(大ホールにあっては、全席使用に係る基本料金又は市外料金)に0.5を乗じて得た額とする。ただし、<u>使用者が主催する事業を実施する日については、この限りでない。</u></p> <p>6～8 略</p>	<p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 前項の場合における第3条から第12条まで及び第16条の規定の適用については、これらの規定中「市長」又は「市」とあるのは「指定管理者」とする。</p> <p>別表第1(第9条関係)</p> <p>(表は省略)</p> <p>備考</p> <p>1～4 略</p> <p>5 使用者が準備、撤去又は練習のために大ホール又は小ホールの舞台面のみを使用する場合の使用料は、それぞれの基本料金又は市外料金(大ホールにあっては、全席使用に係る基本料金又は市外料金)に0.5を乗じて得た額とする。</p> <p>6～8 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 66 号

丸亀市駐車場条例の一部改正について
丸亀市駐車場条例の一部を次のとおり改正したい。
令和 8 年 6 月 3 日提出

丸亀市駐車場条例の一部を改正する条例

丸亀市駐車場条例(平成 17 年条例第 157 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

丸亀市長 松 永 恭 二

改正後		改正前	
(名称、位置及び出入りできる時間) 第 2 条 駐車場の名称、位置及び出入りできる時間は、次のとおりとする。		(名称、位置及び出入りできる時間) 第 2 条 駐車場の名称、位置及び出入りできる時間は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
大手町第一駐車場	略	大手町第一駐車場	略
シビックロータリー駐車場	丸亀市大手町二丁目 3 番 1 号	略	略
略	略	略	略
2 略 (使用料の減免) 第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額又は免除することができる。 (1)・(2) 略 (3) 市役所に用務で来る者が大手町第一駐車場、シビックロータリー駐車場又は大手町西駐車場に駐車したとき。 (4)・(5) 略		2 略 (使用料の減免) 第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額又は免除することができる。 (1)・(2) 略 (3) 市役所に用務で来る者が大手町第一駐車場又は大手町西駐車場に駐車したとき。 (4)・(5) 略	
別表第 1 (第 8 条関係)		別表第 1 (第 8 条関係)	

改正後		改正前	
区分	駐車時間	使用料	使用料
大手町第一駐車場	略	略	略
シビツクロータリー駐車場	午前0時から翌日午前0時まで	30分につき100円に より算出した額	駐車開始時刻から1時間以内は無料とする。午後10時から翌日午前7時までの最高金額は、400円とする。
略	略	略	略
時間	時間	区分	駐車時間
駐車	駐車	大手町第一駐車場	略
		略	略

附 則

この条例は、令和8年9月1日から施行する。

議案第 67 号

丸亀市公園条例の一部改正について
丸亀市公園条例の一部を次のとおり改正したい。
令和 8 年 6 月 3 日提出

丸亀市公園条例の一部を改正する条例

丸亀市公園条例(平成 17 年条例第 166 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

丸亀市長 松 永 恭 二

改正後				改正前			
別表第 1 (第 2 条関係) 公園の名称及び位置 都市公園				別表第 1 (第 2 条関係) 公園の名称及び位置 都市公園			
区分		名称	位置	区分		名称	位置
基幹公園	住区基幹公園	略	略	街区公園	略	略	略
		法の郷公園	略				
略	略	郡家宝懂寺公園	丸亀市郡家町 1001 番地 1	略	略	略	略
		略	略				
略				略			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 68 号

丸亀市農業集落排水処理施設の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
丸亀市農業集落排水処理施設の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定したい。

令和 8 年 6 月 3 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市農業集落排水処理施設の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

(丸亀市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の廃止)

第 1 条 丸亀市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例(平成 17 年条例第 146 号)は、廃止する。

(丸亀市農業集落排水事業受益者分担金条例の廃止)

第 2 条 丸亀市農業集落排水事業受益者分担金条例(平成 19 年条例第 42 号)は、廃止する。

(丸亀市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 3 条 丸亀市下水道事業の設置等に関する条例(令和元年条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。)及び地方公営企業法施行令(昭和 27 年政令第 403 号。以下「政令」という。)の規定に基づき、丸亀市下水道事業(公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業)の設置等に関するものとする。</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。)及び地方公営企業法施行令(昭和 27 年政令第 403 号。以下「政令」という。)の規定に基づき、丸亀市下水道事業(公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業)の設置等に関するものとする。</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>農業集落排水事業の区域及び施設は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>区域 丸亀市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例(平成 17 年条例第 146 号)第 4 条の規定により公告した区域</u></p> <p>(2) <u>施設 丸亀市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例別表に定める施設</u></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(丸亀市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例及び丸亀市農業集落排水事業受益者分担金条例の廃止に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に第1条の規定による廃止前の丸亀市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例(以下「旧農業施設条例」という。)によりなされた処分、手続その他の行為は、丸亀市下水道条例(平成17年条例第167号)の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 施行日前に第2条の規定による廃止前の丸亀市農業集落排水事業受益者分担金条例(以下「旧農集事業分担金条例」という。))によりなされた処分、手続その他の行為は、丸亀市下水道事業受益者負担金条例(平成19年条例第44号)の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 4 施行日前に旧農集施設条例及び旧農集事業分担金条例の規定により賦課し、又は納付すべき事由が生じた分担金又は使用料については、なお従前の例による。

議案第 69 号

丸亀市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
丸亀市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のとおり改正したい。
令和 8 年 6 月 3 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

丸亀市消防団員等公務災害補償条例(平成 17 年条例第 175 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第 2 章 損害補償 (葬祭補償)</p> <p>第 18 条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合には、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>330,000 円</u>に補償基礎額の 30 倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p>	<p>第 2 章 損害補償 (葬祭補償)</p> <p>第 18 条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合には、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>315,000 円</u>に補償基礎額の 30 倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の丸亀市消防団員等公務災害補償条例(以下「新条例」という。)第 18 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由の生じた丸亀市消防団員等公務災害補償条例第 4 条第 7 号に規定する葬祭補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた同号に規定する葬祭補償については、なお従前の例による。

(補償の内払)

3 適用日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間においてこの条例による改正前の丸亀市消防団員等公務災害補償条例第 18 条の規定に基づく葬祭補償(適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。)として支払われた金額は、新条例第 18 条の規定に基づく葬祭補償の内払とみなす。

議案第 70 号

丸亀市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
丸亀市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のとおり改正したい。

令和 8 年 6 月 3 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
丸亀市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 17 年条例第 42 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の規定に下線の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第 2 条関係)	区分	別表(第 2 条関係)	区分
略		略	
略		略	日額 7,000 円
子ども読書活動推進協議会委員		子ども読書活動推進協議会委員	
公共施設等総合管理計画検討委員会委員		いじめ等専門委員会委員	
下水道事業運営審議会委員		いじめ問題再調査委員会委員	
いじめ等専門委員会委員		公共施設等総合管理計画検討委員会委員	
いじめ問題再調査委員会委員		下水道事業運営審議会委員	
選挙長、投票管理者、開票管理者		選挙長、投票管理者、開票管理者	略
略		略	
略		略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 71 号

工事請負契約の締結について（丸亀城帯曲輪石垣復旧等（その 2）工事）
丸亀城帯曲輪石垣復旧等（その 2）工事に関し、次のとおり請負契約を締結いたしたい。

令和 8 年 6 月 3 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

- 1 契約の目的 丸亀城帯曲輪石垣復旧等（その 2）工事
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 金 702,680,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 63,880,000 円
- 4 契約の相手方 香川県高松市亀井町 1 番地 3
鹿島建設株式会社 四国支店
常務執行役員支店長 尾崎 美伸

参 照 工事請負仮契約書（写）別紙のとおり

工 事 請 負 仮 契 約 書 (写)

- 1 工 事 名 丸亀城帯曲輪石垣復旧等(その2)工事
- 2 工 事 場 所 丸亀市一番丁 地内
- 3 工 期 着手 本契約成立の日
完成 令和 9年 3月31日
- 4 契 約 金 額 ¥702,680,000-
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥63,880,000-
- 5 契 約 保 証 金 丸亀市契約規則第32条第2号の規定により免除
- 6 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に規定する対象建設工事の該当の有無
 該当する(分別解体等の方法等については、別紙のとおり)
 該当しない
- 7 本契約成立の日 本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日
- 8 建設発生土の搬出先等 建設発生土の搬出先については仕様書等に定めるとおり

上記の工事について発注者丸亀市(代表者 市長 松永 恭二)と受注者鹿島建設株式会社 四国支店(代表者 常務執行役員支店長 尾崎 美伸)とは、各々対等な立場における合意に基づいて本契約書の上記条件のほか丸亀市契約規則(平成17年規則第48号)及び丸亀市建設工事請負契約約款(平成21年告示第16号)によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書 2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年 5月 7日

発注者 丸亀市大手町二丁目4番21号
丸亀市
代表者 市長 松永 恭二 印

受注者 香川県高松市亀井町1番地3
鹿島建設株式会社 四国支店
常務執行役員支店長 尾崎 美伸 印

備考 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無」については、いずれかの□に「レ」を記入し、該当する場合は、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令(平成14年国土交通省令第17号)第7条に規定する事項を記載した書面を添付すること。

(契約書別紙)

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

1 分別解体等の方法

工程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	①仮設	仮設工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

(注) 分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2 解体工事に要する費用（直接工事費） 157,400 円（税抜き）

(注) ・解体工事の場合のみ記載する。

- ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
- ・仮設費及び運搬費は含まない。

3 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
がれき	(有) エヌエス管理	坂出市林田町 4285-284

4 再資源化等に要する費用（直接工事費） 88,909 円（税抜き）

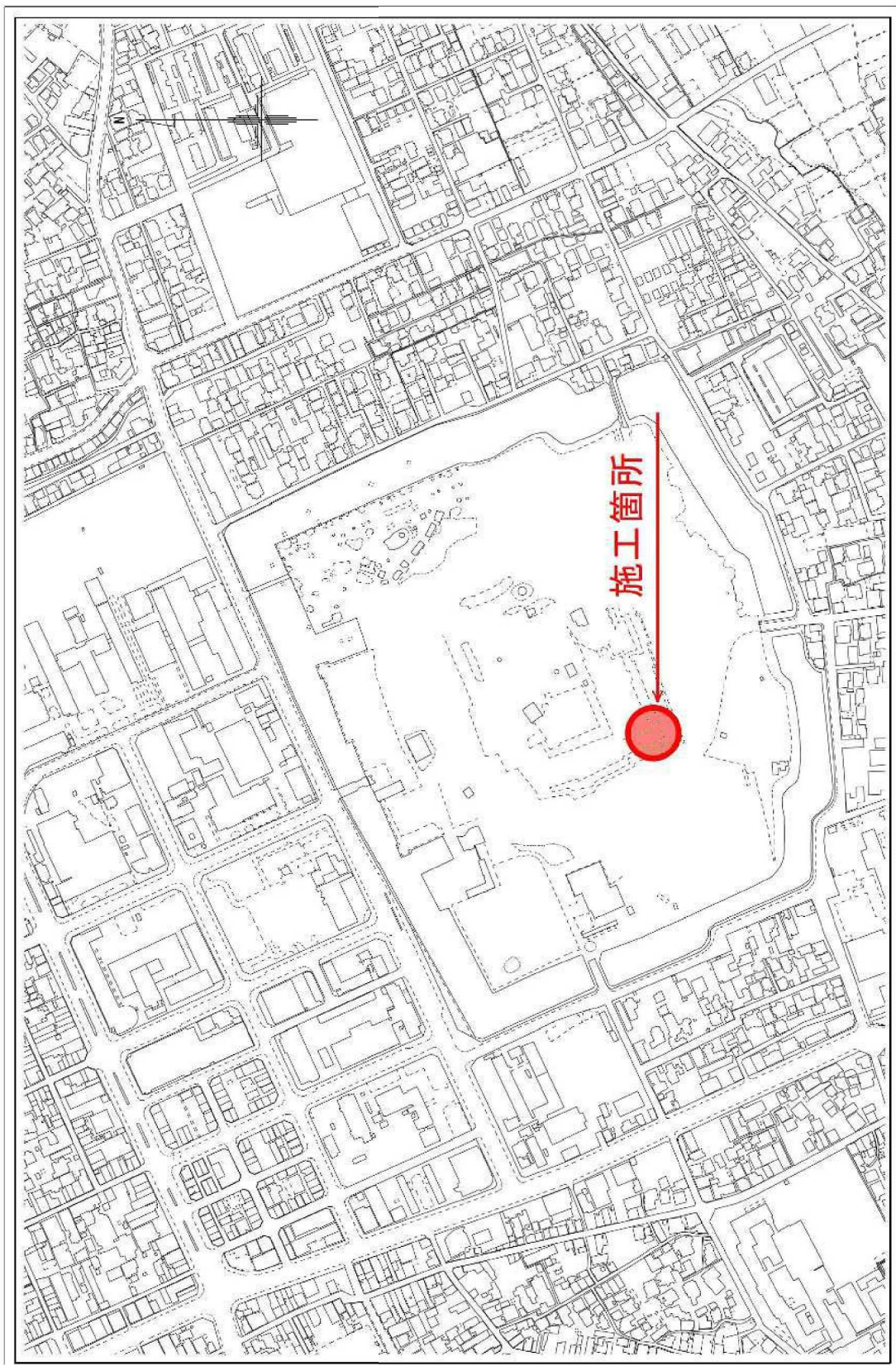
(注) 運搬費を含む。

工 事 の 概 要

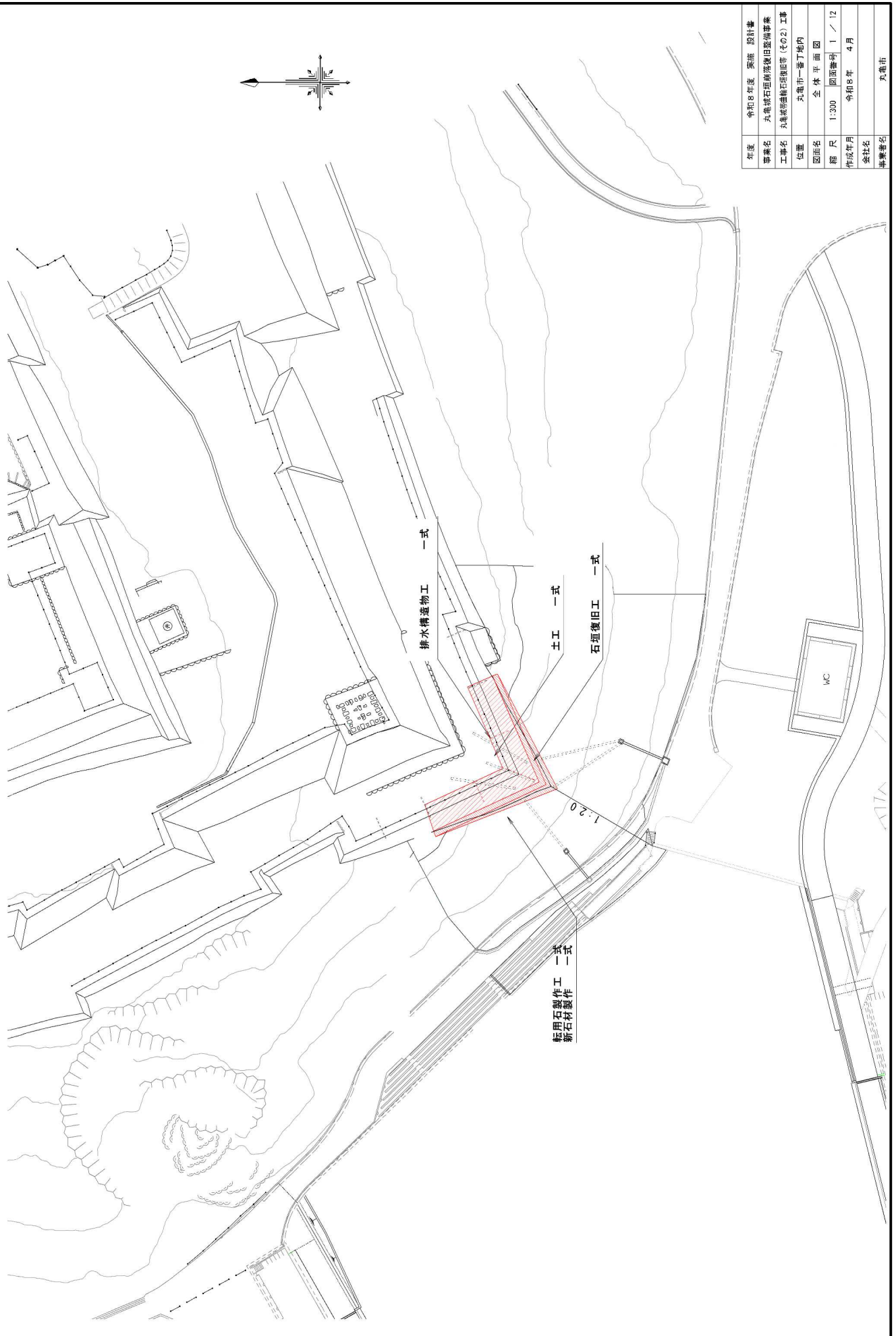
<p>契 約 の 目 的 (工事名称)</p>	<p>丸亀城帯曲輪石垣復旧等 (その2) 工事</p>
<p>工 事 概 要</p>	<p>石垣復旧工 1式 石材揚重工 1式 土工 1式 石材運搬工 1式 転用石製作工 1式 新石材製作 1式 構造物取壊し 1式 排水構造物工 1式 仮設工 1式</p>

丸亀城帯曲輪石垣復旧等（その2）工事

位置図 縮尺1：5,000

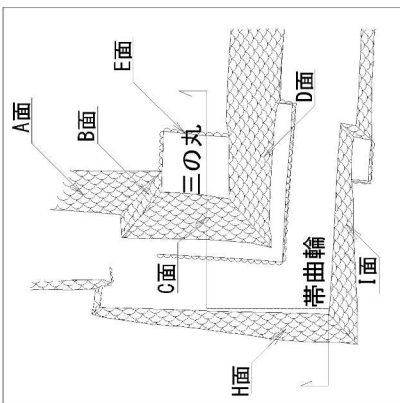


全体平面図

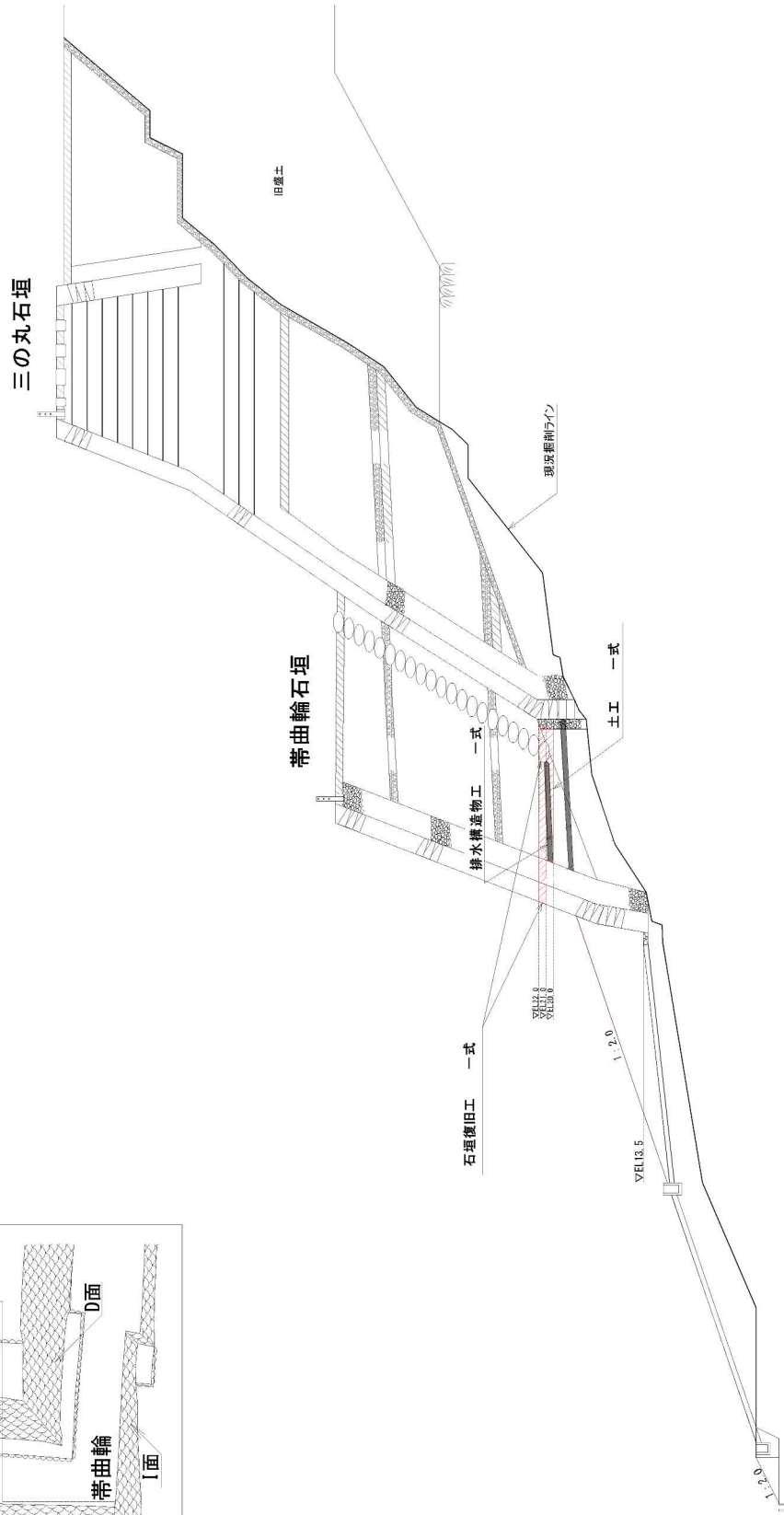


年度	令和8年度	委嘱	設計書
事業名	丸亀城石垣跡跡後日笠備事業		
工事名	丸亀城跡跡石垣復旧等(その2)工事		
位置	丸亀市一番丁地内		
図面名	全体平面図		
縮尺	1:300	図面番号	1 / 12
作成年月	令和8年 4月		
会社名			
事業主名	丸亀市		

KEYPLAN

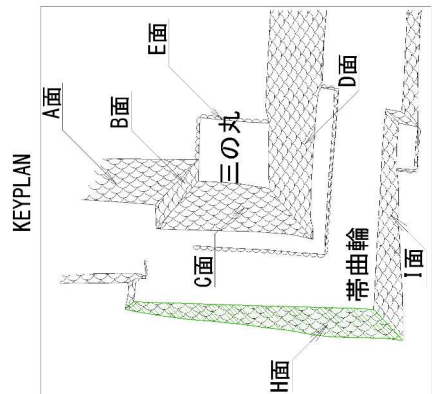
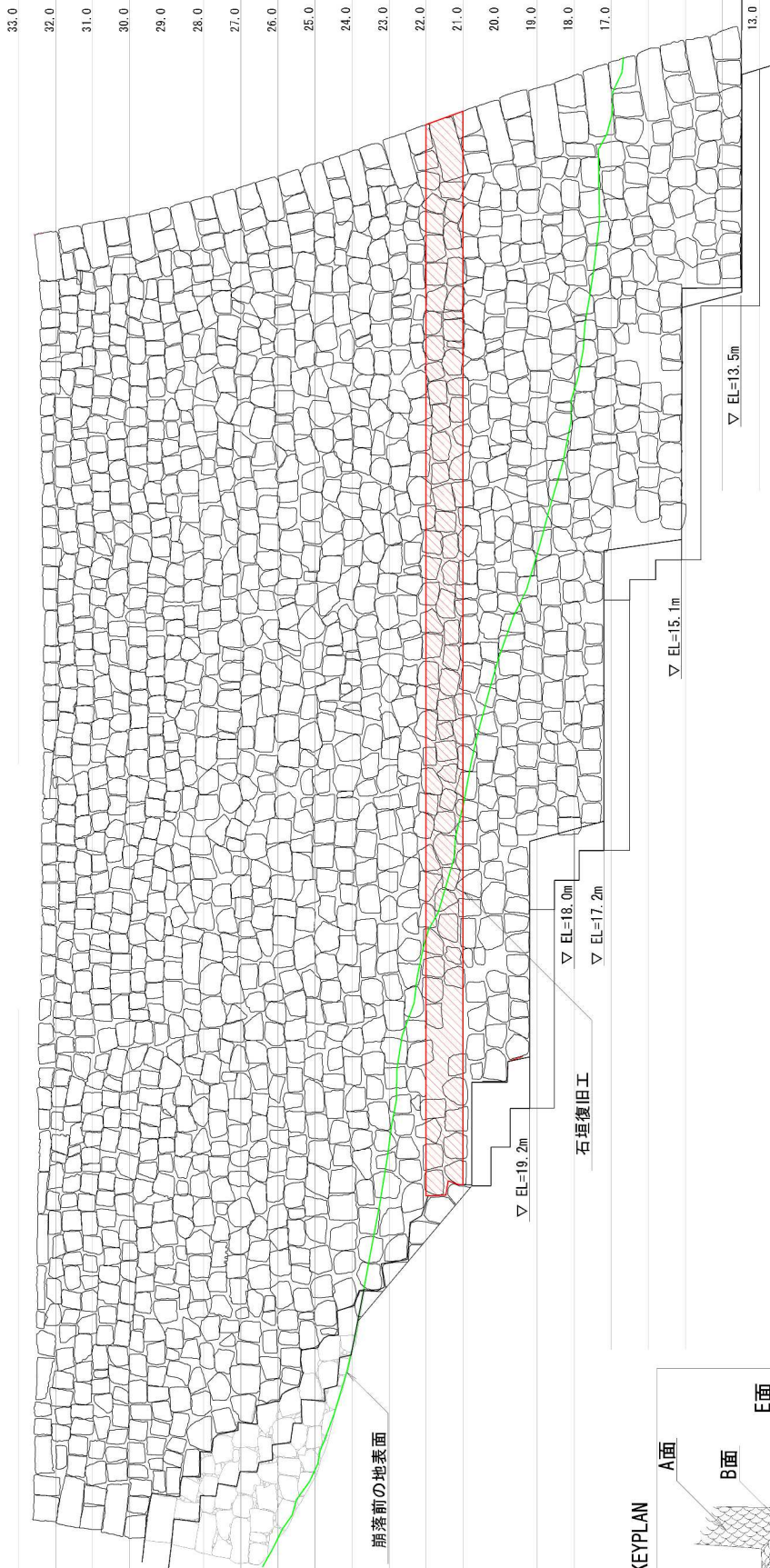


標準断面図



年度	令和8年度	実施	設計書
事業名	丸亀城石垣跡復旧整備事業		
工事名	丸亀城石垣跡復旧工事（その2）工事		
位置	丸亀市一番丁地内		
図面名	標準断面図		
縮尺	— 図面番号 2 / 12		
作成年月	令和8年	4月	
会社名			
事業者名	丸亀市		

帯曲輪H面 立面図
縮尺1:60



年度	令和8年度	実施	設計書
事業名	丸亀城石垣跡復旧整備事業		
工事名	丸亀跡跡地石垣復旧等(その他)工事		
位置	丸亀市一帯(市内)		
図面名	帯曲輪H面 立面図		
縮尺	1:60	図面番号	3 / 12
作成年月	令和8年 4月		
会社名			
事業名	丸亀市		

議案第 72 号

物品の購入について（小型動力ポンプ付積載車（普通自動車）3 台）

次のとおり物品の購入をいたしたい。

令和 8 年 6 月 3 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

- 1 購入物品 小型動力ポンプ付積載車（普通自動車）
- 2 数 量 3 台
- 3 購入金額 金 49,071,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 4,461,000 円
- 4 購 入 先 香川県高松市伏石町 1340 番地 3
株式会社岩本商会高松支店 支店長 金子 寿一
- 5 契約の方法 指名競争入札による契約

参 照 物品売買仮契約書（写） 別紙のとおり

物 品 売 買 仮 契 約 書 (写)

- 1 品名及び数量 小型動力ポンプ付積載車（普通自動車） 3台の購入
- 2 契 約 金 額 ￥49,071,000-
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥4,461,000-
- 3 納 入 期 限 令和9年3月8日
- 4 納 入 場 所 丸亀市消防本部
- 5 契 約 保 証 金 丸亀市契約規則（平成17年規則第48号）第32条第3号の規定により免除
- 6 本契約成立の日 本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日

上記のことについて、発注者 丸亀市（代表者 市長 松永 恭二）と受注者 株式会社岩本商会 高松支店（支店長 金子 寿一）と保証人 有限会社岡本ポンプ（代表取締役 岡本 正）との間に次のとおり契約を締結する。

（納入物品の品質等）

第1条 納入物品の品質、構造、形状、寸法等は、見本、仕様書又は図面によるものとする。

（納入期限の延長）

第2条 受注者は、天災その他真にやむを得ない理由により、納入期限内に物品を納入することができないときは、期限延長の申出をすることができる。

2 前項の申出は、納入期限内にしなければならない。

（検収）

第3条 発注者は、受注者が物品を納入した日から10日以内に検収を行うものとする。

2 検収に要する費用及び検収のため変質、変形、消耗又はき損したものは、すべて受注者の負担とする。

3 受注者は、第1項の検収に立ち会うものとし、立ち会わないときは、検収の結果について異議を申し立てることができない。

（所有権）

第4条 物品の所有権は、検収を完了したとき、受注者から発注者に移転するものとし、移転前に生じた物品の亡失、き損等の損害は、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものを除き、すべて受注者の負担とする。

2 発注者受注者双方の責めに帰すことができない事由により、移転前に物品が亡失

し、又はき損した場合は、発注者は契約を解除することができる。

(保証期間)

第5条 保証期間については、シャシはメーカーの保証期間とし、ぎ装部分については納入後1年間とする。

2 特殊装備及び積載器具等については納入後1年間とし、メーカーの公表する保証期間が1年を超えるものについてはメーカー公表の保証期間とする。

3 保証期間後であっても、設計、工作あるいは材料不良に起因する不都合箇所発生の場合は無償で交換または修理を行うこと。

(契約金の支払)

第6条 受注者は、検収を完了した後、発注者の指示する手続に従って契約金の支払請求書を発注者に提出するものとし、発注者は、その支払請求書を受理したときは、30日以内に契約金額を受注者に支払わなければならない。

(遅延違約金)

第7条 受注者は、納入期限内に合格品を完納しないときは、納入期限の翌日から合格品を完納する日までの日数に応じ、遅延数量に対する契約金額に契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて得た額を遅延違約金として発注者に支払わなければならない。

2 前項の遅延違約金の徴収日数の計算については、検収に要した日数は、これを算入しない。

(履行の追完請求)

第8条 納入された物品が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合（以下「契約不適合」という）は、発注者は、受注者に対し、相当の期間を定めて当該物品の修補、これに代わる物品の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 契約不適合が、発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前項に規定する履行の追完を請求することができない。ただし、受注者が契約不適合であることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約金額の減額請求)

第9条 前条の規定により発注者が、受注者に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき又は

受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したときは、催告をすることなく直ちに契約金額の減額を請求することができる。

- 2 契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前項に規定する契約金額の減額を請求することができない。ただし、受注者が契約不適合であることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(準用)

第10条 前2条の規定は、債務不履行による損害賠償請求及び解除権の行使を妨げない。ただし、前条の請求により契約金額の減額をした場合は、この限りでない。

(契約不適合責任期間)

第11条 受注者が、契約不適合の物品を納入した場合において、発注者が不適合(数量に関する契約不適合を除く。)を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その契約不適合を理由として、履行の追完請求、契約金額の減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が納入時に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約の解除)

第12条 受注者が、納入期限内に契約を履行しない又は履行の見込みがない場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行が行われない場合、発注者は契約を解除することができる。

- 2 次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、発注者は、前項の催告をすることなく、直ちに、契約を解除することができる。

- (1) 契約の全部が履行不能であるとき。

- (2) 受注者から契約解除の申入れがあったとき。

- (3) 受注者がこの契約条項に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

- (4) 発注者が行う物品の検収に際し、受注者に詐欺その他の不正行為があったとき。

- (5) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下

「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

- (6) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。))に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (7) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (8) 受注者(法人にあつては、その役員及び使用人を含む。次号において同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- (9) 受注者の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- (10) 代表一般役員等(受注者の代表役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合には代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。))をいう。以下この号において同じ。)、一般役員等(法人の役員(執行役員を含む。))又はその支店若しくは営業所(常時売買契約等を締結する事務所をいう。)を代表する者(代表役員等を除く。)をいう。)又は経営に事実上参加している者をいう。以下この条において同じ。)が暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員以外の者で同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下この条において

同じ。)であると認められるとき。

(11) 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。

(12) 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。

(13) 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(14) 契約等に当たり、その相手方が第10号から前号までのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。

(15) 第10号から第13号までのいずれかに該当する者と下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が当該下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

(16) 前項の催告をしても、契約の目的を達するに足りる履行の見込みがないことが明らかであるとき。

(17) 前各号に掲げるもののほか、契約の目的を達するのに十分な履行が見込まれないことが明らかであるとき。

3 発注者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、この契約の一部を解除することができる。

(1) 契約の一部が履行不能であるとき。

(2) 受注者から契約の一部を解除する申入れがあったとき。

(違約金)

第13条 受注者は、前条の規定によりこの契約を解除されたときは、契約保証金に相当する金額を違約金として発注者に支払わなければならない。ただし、前条第3項による契約の一部を解除されたときは、発注者と受注者が協議のうえ定めることができる。

(賠償金)

第14条 受注者は、第12条第2項第5号又は第6号に該当するときは、発注者が契約を解除するかどうかにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額

を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、発注者が契約の目的物の引渡しを受けた後においても適用があるものとする。
- 3 前2項の規定は、発注者に生じた損害の額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(損害賠償)

第15条 受注者が契約の本旨に従った履行をしないとき、又は契約の履行が不能であるときは、発注者は、受注者に対し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その契約の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰すことができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定により損害賠償を請求することができる場合において、発注者は、次の各号に掲げるときは、契約の履行の代わりに損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 契約の履行が不能であるとき。
- (2) 受注者が契約の履行を拒絶する意思表示をしたとき。
- (3) 契約の不履行により契約の解除権が発生したとき。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第16条 受注者は、この契約から生ずる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は第三者のための担保に供することができない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(保証人)

第17条 保証人は、この契約において、受注者が発注者に対して負担する一切の義務履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

- 2 発注者は、保証人から請求があったときは、遅滞なく、本契約の履行状況、その他保証人が連帯して負うべき責任の内容に関する情報を提供しなければならない。
- 3 発注者は、受注者が第12条第1項、同条第2項第16号又は同項第17号のいずれかに該当するに至ったときは、保証人に対して物品の納入を請求することができる。
- 4 前項の履行請求は、民法第441条及び同法第458条の規定にかかわらず、受注者に対しても効力を有する。
- 5 保証人は、第3項の請求があったときは、前条の規定にかかわらず、この契約に基づく権利及び義務を承継する。

(契約外の事項)

第18条 受注者は、本契約書に規定しない事項は、丸亀市契約規則に定めるところに従わなければならない。

第19条 この契約の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき、協議が調わない場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合における訴訟は、丸亀市役所所在地を管轄する高松地方裁判所丸亀支部に提起するものとする。

第20条 前各条に規定するもののほか必要な事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の証として、本書3通を作成し、発注者、受注者及び保証人がそれぞれ記名押印して、各自1通を保有する。

令和8年5月22日

発注者 香川県丸亀市大手町二丁目4番21号
丸亀市
代表者 市長 松永 恭二 印

受注者 香川県高松市伏石町1340番地3
株式会社岩本商会 高松支店
支店長 金子 寿一 印

保証人 兵庫県たつの市新宮町井野原276番地1
有限会社岡本ポンプ
代表取締役 岡本 正 印

議案第 73 号

物品の購入について（高規格救急自動車 1 台）

次のとおり物品の購入をいたしたい。

令和 8 年 6 月 3 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

- 1 購入物品 高規格救急自動車(消防本部)
- 2 数 量 1 台
- 3 購入金額 金 20,853,800 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 1,895,800 円
- 4 購 入 先 香川県丸亀市土器町東六丁目 288 番地
香川日産自動車株式会社 丸亀店 店長 赤澤 昌宣
- 5 契約の方法 指名競争入札による契約

参 照 物品売買仮契約書（写） 別紙のとおり

物 品 売 買 仮 契 約 書 (写)

- 1 品名及び数量 高規格救急自動車 1台の購入
- 2 契 約 金 額 ￥20,853,800-
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥1,895,800-
- 3 納 入 期 限 令和9年2月19日
- 4 納 入 場 所 丸亀市消防本部
- 5 契 約 保 証 金 ￥2,085,380-
- 6 本契約成立の日 本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日

上記のことについて、発注者 丸亀市(代表者 市長 松永 恭二)と受注者 香川日産自動車株式会社 丸亀店(店長 赤澤 昌宣)との間に次のとおり契約を締結する。

(納入物品の品質等)

第1条 納入物品の品質、構造、形状、寸法等は、見本、仕様書又は図面によるものとする。

(納入期限の延長)

第2条 受注者は、天災その他真にやむを得ない理由により、納入期限内に物品を納入することができないときは、期限延長の申出をすることができる。

2 前項の申出は、納入期限内にしなければならない。

(検収)

第3条 発注者は、受注者が物品を納入した日から10日以内に検収を行うものとする。

2 検収に要する費用及び検収のため変質、変形、消耗又はき損したものは、すべて受注者の負担とする。

3 受注者は、第1項の検収に立ち会うものとし、立ち会わないときは、検収の結果について異議を申し立てることができない。

(所有権)

第4条 物品の所有権は、検収を完了したとき、受注者から発注者に移転するものとし、移転前に生じた物品の亡失、き損等の損害は、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものを除き、すべて受注者の負担とする。

2 発注者受注者双方の責めに帰すことができない事由により、移転前に物品が亡失し、又はき損した場合は、発注者は契約を解除することができる。

(保証期間)

第5条 保証期間については、シャシはメーカーの保証期間とし、ぎ装部分については納入後1年間とする。

2 特殊装備及び積載器具等については納入後1年間とし、メーカーの公表する保証期間が1年を超えるものについてはメーカー公表の保証期間とする。

3 保証期間後であっても、設計、工作あるいは材料不良に起因する不都合箇所発生の場合は無償で交換または修理を行うこと。

(契約金の支払)

第6条 受注者は、検収を完了した後、発注者の指示する手続に従って契約金の支払請求書を発注者に提出するものとし、発注者は、その支払請求書を受理したときは、30日以内に契約金額を受注者に支払わなければならない。

(遅延違約金)

第7条 受注者は、納入期限内に合格品を完納しないときは、納入期限の翌日から合格品を完納する日までの日数に応じ、遅延数量に対する契約金額に契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて得た額を遅延違約金として発注者に支払わなければならない。

2 前項の遅延違約金の徴収日数の計算については、検収に要した日数は、これを算入しない。

(履行の追完請求)

第8条 納入された物品が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合（以下「契約不適合」という）は、発注者は、受注者に対し、相当の期間を定めて当該物品の修補、これに代わる物品の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 契約不適合が、発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前項に規定する履行の追完を請求することができない。ただし、受注者が契約不適合であることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約金額の減額請求)

第9条 前条の規定により発注者が、受注者に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき又は受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したときは、催告をすることなく

直ちに契約金額の減額を請求することができる。

- 2 契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前項に規定する契約金額の減額を請求することができない。ただし、受注者が契約不適合であることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(準用)

第10条 前2条の規定は、債務不履行による損害賠償請求及び解除権の行使を妨げない。ただし、前条の請求により契約金額の減額をした場合は、この限りでない。

(契約不適合責任期間)

第11条 受注者が、契約不適合の物品を納入した場合において、発注者が不適合(数量に関する契約不適合を除く。)を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その契約不適合を理由として、履行の追完請求、契約金額の減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が納入時に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約の解除)

第12条 受注者が、納入期限内に契約を履行しない又は履行の見込みがない場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行が行われない場合、発注者は契約を解除することができる。

- 2 次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、発注者は、前項の催告をすることなく、直ちに、契約を解除することができる。

- (1) 契約の全部が履行不能であるとき。

- (2) 受注者から契約解除の申入れがあったとき。

- (3) 受注者がこの契約条項に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

- (4) 発注者が行う物品の検収に際し、受注者に詐欺その他の不正行為があったとき。

- (5) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令

が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

- (6) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (7) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (8) 受注者(法人にあつては、その役員及び使用人を含む。次号において同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- (9) 受注者の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- (10) 代表一般役員等(受注者の代表役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合には代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。)をいう。以下この号において同じ。)、一般役員等(法人の役員(執行役員を含む。))又はその支店若しくは営業所(常時売買契約等を締結する事務所をいう。)を代表する者(代表役員等を除く。)をいう。)又は経営に事実上参加している者をいう。以下この条において同じ。)が暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員以外の者で同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下この条において同じ。)であると認められるとき。
- (11) 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上

の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。

(12) 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。

(13) 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(14) 契約等に当たり、その相手方が第10号から前号までのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。

(15) 第10号から第13号までのいずれかに該当する者と下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が当該下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

(16) 前項の催告をしても、契約の目的を達するに足りる履行の見込みがないことが明らかであるとき。

(17) 前各号に掲げるもののほか、契約の目的を達するのに十分な履行が見込まれないことが明らかであるとき。

3 発注者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、この契約の一部を解除することができる。

(1) 契約の一部が履行不能であるとき。

(2) 受注者から契約の一部を解除する申入れがあったとき。

(違約金)

第13条 受注者は、前条の規定によりこの契約を解除されたときは、契約保証金に相当する金額を違約金として発注者に支払わなければならない。ただし、前条第3項による契約の一部を解除されたときは、発注者と受注者が協議のうえ定めることができる。

(賠償金)

第14条 受注者は、第12条第2項第5号又は第6号に該当するときは、発注者が契約を解除するかどうかにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、発注者が契約の目的物の引渡しを受けた後においても適用がある

ものとする。

- 3 前2項の規定は、発注者に生じた損害の額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(損害賠償)

第15条 受注者が契約の本旨に従った履行をしないとき、又は契約の履行が不能であるときは、発注者は、受注者に対し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その契約の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰すことができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定により損害賠償を請求することができる場合において、発注者は、次の各号に掲げるときは、契約の履行の代わりに損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 契約の履行が不能であるとき。
- (2) 受注者が契約の履行を拒絶する意思表示をしたとき。
- (3) 契約の不履行により契約の解除権が発生したとき。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第16条 受注者は、この契約から生ずる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は第三者のための担保に供することができない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約外の事項)

第17条 受注者は、本契約書に規定しない事項は、丸亀市契約規則に定めるところに従わなければならない。

第18条 この契約の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき、協議が調わない場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合における訴訟は、丸亀市役所所在地を管轄する高松地方裁判所丸亀支部に提起するものとする。

第19条 前各条に規定するもののほか必要な事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者がそれぞれ記名押印して、各自1通を保有する。

令和8年5月22日

発注者 香川県丸亀市大手町二丁目4番21号
丸亀市
代表者 市長 松永 恭二 印

受注者 香川県丸亀市土器町東六丁目288番地
香川日産自動車株式会社 丸亀店
店長 赤澤 昌宣 印

議案第 74 号

物品の購入について（高度救命処置用資機材 一式）

次のとおり物品の購入をいたしたい。

令和 8 年 6 月 3 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

- 1 購入物品 高度救命処置用資機材
- 2 数 量 一式
- 3 購入金額 金 21,615,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 1,965,000 円
- 4 購 入 先 香川県高松市国分寺町新名 59 番地 3
株式会社メディカルサービス 代表取締役 太中 義信
- 5 契約の方法 指名競争入札による契約

参 照 物品売買仮契約書（写） 別紙のとおり

物 品 売 買 仮 契 約 書 (写)

- 1 品名及び数量 高度救命処置用資機材 一式の購入
- 2 契 約 金 額 ￥21,615,000-
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥1,965,000-
- 3 納 入 期 限 令和9年2月19日
- 4 納 入 場 所 丸亀市消防本部
- 5 契 約 保 証 金 ￥2,161,500-
- 6 本契約成立の日 本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日

上記のことについて、発注者 丸亀市(代表者 市長 松永 恭二)と受注者 株式会社メディカルサービス(代表取締役 太中 義信)との間に次のとおり契約を締結する。

(納入物品の品質等)

第1条 納入物品の品質、構造、形状、寸法等は、見本、仕様書又は図面によるものとする。

(納入期限の延長)

第2条 受注者は、天災その他真にやむを得ない理由により、納入期限内に物品を納入することができないときは、期限延長の申出をすることができる。

2 前項の申出は、納入期限内にしなければならない。

(検収)

第3条 発注者は、受注者が物品を納入した日から10日以内に検収を行うものとする。

2 検収に要する費用及び検収のため変質、変形、消耗又はき損したものは、すべて受注者の負担とする。

3 受注者は、第1項の検収に立ち会うものとし、立ち会わないときは、検収の結果について異議を申し立てることができない。

(所有権)

第4条 物品の所有権は、検収を完了したとき、受注者から発注者に移転するものとし、移転前に生じた物品の亡失、き損等の損害は、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものを除き、すべて受注者の負担とする。

2 発注者受注者双方の責めに帰すことができない事由により、移転前に物品が亡失し、又はき損した場合は、発注者は契約を解除することができる。

(保証期間)

第5条 保証期間については、納入後1年とし、メーカーの公表する保証期間が1年を越えるものについては、メーカー公表の保証期間とする。ただし、保証期間後であって設計、工作あるいは材料の不良に起因するものについては、無償で取替又は修理を行うこと。

(契約金の支払)

第6条 受注者は、検収を完了した後、発注者の指示する手続に従って契約金の支払請求書を発注者に提出するものとし、発注者は、その支払請求書を受理したときは、30日以内に契約金額を受注者に支払わなければならない。

(遅延違約金)

第7条 受注者は、納入期限内に合格品を完納しないときは、納入期限の翌日から合格品を完納する日までの日数に応じ、遅延数量に対する契約金額に契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて得た額を遅延違約金として発注者に支払わなければならない。

2 前項の遅延違約金の徴収日数の計算については、検収に要した日数は、これを算入しない。

(履行の追完請求)

第8条 納入された物品が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合（以下「契約不適合」という）は、発注者は、受注者に対し、相当の期間を定めて当該物品の修補、これに代わる物品の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 契約不適合が、発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前項に規定する履行の追完を請求することができない。ただし、受注者が契約不適合であることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約金額の減額請求)

第9条 前条の規定により発注者が、受注者に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき又は受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したときは、催告をすることなく直ちに契約金額の減額を請求することができる。

2 契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前

項に規定する契約金額の減額を請求することができない。ただし、受注者が契約不適合であることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(準用)

第10条 前2条の規定は、債務不履行による損害賠償請求及び解除権の行使を妨げない。ただし、前条の請求により契約金額の減額をした場合は、この限りでない。

(契約不適合責任期間)

第11条 受注者が、契約不適合の物品を納入した場合において、発注者が不適合(数量に関する契約不適合を除く。)を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その契約不適合を理由として、履行の追完請求、契約金額の減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が納入時に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約の解除)

第12条 受注者が、納入期限内に契約を履行しない又は履行の見込みがない場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行が行われない場合、発注者は契約を解除することができる。

2 次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、発注者は、前項の催告をすることなく、直ちに、契約を解除することができる。

- (1) 契約の全部が履行不能であるとき。
- (2) 受注者から契約解除の申入れがあったとき。
- (3) 受注者がこの契約条項に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 発注者が行う物品の検収に際し、受注者に詐欺その他の不正行為があったとき。
- (5) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
- (6) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令

(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。))に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。))において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(7) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(8) 受注者(法人にあつては、その役員及び使用人を含む。次号において同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(9) 受注者の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

(10) 代表一般役員等(受注者の代表役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合には代表権を有する役員(代表権を有すると認めべき肩書を付した役員を含む。))をいう。以下この号において同じ。)、一般役員等(法人の役員(執行役員を含む。))又はその支店若しくは営業所(常時売買契約等を締結する事務所をいう。)を代表する者(代表役員等を除く。)をいう。)又は経営に事実上参加している者をいう。以下この条において同じ。)が暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員以外の者で同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下この条において同じ。)であると認められるとき。

(11) 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。

(12) 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わ

ず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。

(13) 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(14) 契約等に当たり、その相手方が第10号から前号までのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。

(15) 第10号から第13号までのいずれかに該当する者と下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が当該下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

(16) 前項の催告をしても、契約の目的を達するに足りる履行の見込みがないことが明らかであるとき。

(17) 前各号に掲げるもののほか、契約の目的を達するのに十分な履行が見込まれないことが明らかであるとき。

3 発注者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、この契約の一部を解除することができる。

(1) 契約の一部が履行不能であるとき。

(2) 受注者から契約の一部を解除する申入れがあったとき。

(違約金)

第13条 受注者は、前条の規定によりこの契約を解除されたときは、契約保証金に相当する金額を違約金として発注者に支払わなければならない。ただし、前条第3項による契約の一部を解除されたときは、発注者と受注者が協議のうえ定めることができる。

(賠償金)

第14条 受注者は、第12条第2項第5号又は第6号に該当するときは、発注者が契約を解除するかどうかにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、発注者が契約の目的物の引渡しを受けた後においても適用があるものとする。

3 前2項の規定は、発注者に生じた損害の額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(損害賠償)

第15条 受注者が契約の本旨に従った履行をしないとき、又は契約の履行が不能であるときは、発注者は、受注者に対し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その契約の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰すことができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定により損害賠償を請求することができる場合において、発注者は、次の各号に掲げるときは、契約の履行の代わりに損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 契約の履行が不能であるとき。
- (2) 受注者が契約の履行を拒絶する意思表示をしたとき。
- (3) 契約の不履行により契約の解除権が発生したとき。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第16条 受注者は、この契約から生ずる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は第三者のための担保に供することができない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約外の事項)

第17条 受注者は、本契約書に規定しない事項は、丸亀市契約規則に定めるところに従わなければならない。

第18条 この契約の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき、協議が調わない場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合における訴訟は、丸亀市役所所在地を管轄する高松地方裁判所丸亀支部に提起するものとする。

第19条 前各条に規定するもののほか必要な事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者がそれぞれ記名押印して、各自1通を保有する。

令和8年5月22日

発注者 香川県丸亀市大手町二丁目4番21号
丸亀市
代表者 市長 松永 恭二 印

受注者 香川県高松市国分寺町新名59番地3
株式会社メディカルサービス
代表取締役 太中 義信 印

議案第 75 号

物品の購入について（GIGA スクール構想に係る児童用タブレット端末 5,943 台）
次のとおり物品の購入をいたしたい。

令和 8 年 6 月 3 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

- | | |
|---------|---|
| 1 購入物品 | GIGA スクール構想に係る児童用タブレット端末 |
| 2 数 量 | 5,943 台 |
| 3 購入金額 | 金 326,865,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 29,715,000 円 |
| 4 購 入 先 | 広島県広島市中区袋町 4-25
株式会社大塚商会広島支店
支店長 真子 健 |
| 5 契約の方法 | 随意契約 |
| 参 照 | 物品売買仮契約書（写） 別紙のとおり |

物 品 売 買 仮 契 約 書 (写)

- 1 品名及び数量 GIGA スクール構想に係る児童用タブレット端末 5,943台
- 2 契 約 金 額 ￥ 326,865,000
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ 29,715,000
- 3 納 入 期 限 令和9年2月28日
- 4 納 入 場 所 別紙仕様書のとおり
- 5 契 約 保 証 金 丸亀市契約規則（平成17年規則第48号）第32条第7号の規定により免除
- 6 本契約成立の日 本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日

上記のことについて、発注者丸亀市（代表者 市長 松永 恭二）と受注者株式会社大塚商会広島支店（代表者 支店長 真子 健）との間に次のとおり契約を締結する。

（納入物品の品質等）

第1条 納入物品の品質、構造、形状、寸法等は、仕様書によるものとする。

（納入期限の延長）

第2条 受注者は、天災その他真にやむを得ない理由により、納入期限内に物品を納入することができないときは、期限延長の申出をすることができる。

2 前項の申出は、納入期限内にしなければならない。

（検収）

第3条 発注者は、受注者が物品を納入した日から10日以内に検収を行うものとする。

2 検収に要する費用及び検収のため変質、変形、消耗又はき損したものは、すべて受注者の負担とする。

3 受注者は、第1項の検収に立ち会うものとし、立ち会わないときは、検収の結果について異議を申し立てることができない。

（所有権）

第4条 物品の所有権は、検収を完了したとき、受注者から発注者に移転するものとし、移転前に生じた物品の亡失、き損等の損害は、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものを除き、すべて受注者の負担とする。

2 発注者受注者双方の責めに帰することができない事由により、移転前に物品が亡失し、又はき損した場合は、発注者は契約を解除することができる。

（契約金の支払）

第5条 受注者は、検収を完了した後、発注者の指示する手続に従って契約金の支払請求書を発注者に提出するものとし、発注者は、その支払請求書を受理したときは、30日以内に契約金額を受注者に支払わなければならない。

(遅延違約金)

第6条 受注者は、納入期限内に合格品を完納しないときは、納入期限の翌日から合格品を完納する日までの日数に応じ、遅延数量に対する契約金額に契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて得た額を遅延違約金として発注者に支払わなければならない。

2 前項の遅延違約金の徴収日数の計算については、検収に要した日数は、これを算入しない。

(履行の追完請求)

第7条 納入された物品が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合（以下「契約不適合」という。）は、発注者は、受注者に対し、相当の期間を定めて当該物品の修補、これに代わる物品の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 契約不適合が、発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前項に規定する履行の追完を請求することができない。ただし、受注者が契約不適合であることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約金額の減額請求)

第8条 前条の規定により発注者が、受注者に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき、又は受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したときは、催告をすることなく直ちに契約金額の減額を請求することができる。

2 契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前項に規定する契約金額の減額を請求することができない。ただし、受注者が契約不適合であることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(準用)

第9条 前2条の規定は、債務不履行による損害賠償請求及び解除権の行使を妨げない。ただし、前条の請求により契約金額の減額をした場合は、この限りでない。

(契約不適合責任期間)

第10条 受注者が、契約不適合の物品を納入した場合において、発注者が不適合(数量に関する契約不適合を除く。)を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その契約不適合を理由として、履行の追完請求、契約金額の減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が納入時に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約の解除)

第11条 受注者が、納入期限内に契約を履行しない又は履行の見込みがない場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行が行われない場合、発注者は契約を解除することができる。

2 次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、発注者は、前項の催告をすることなく、直ちに、契約を解除することができる。

- (1) 契約の全部が履行不能であるとき。
- (2) 受注者から契約解除の申入れがあったとき。
- (3) 受注者がこの契約条項に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 発注者が行う物品の検収に際し、受注者に詐欺その他の不正行為があったとき。
- (5) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
- (6) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (7) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (8) 受注者(法人にあっては、その役員及び使用人を含む。次号において同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- (9) 受注者の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- (10) 代表一般役員等(受注者の代表役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合には代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。))をいう。以下この号において同じ。)、一般役員等(法人の役員(執行役員を含む。))又はその支店若しくは営業所(常時売買契約等を締結する事務所をいう。))を代表する者(代表役員等を除く。))をいう。)又は経営に事実上参加している者をいう。以下この条において同じ。)が暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員以外の者で同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下この条において同じ。)であると認められるとき。
- (11) 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。
- (12) 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。
- (13) 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (14) 契約等に当たり、その相手方が第10号から前号までのいずれかに該当する

者であることを知りながら、当該者と下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。

(15) 第10号から第13号までのいずれかに該当する者と下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が当該下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

(16) 前項の催告をしても、契約の目的を達するに足りる履行の見込みがないことが明らかであるとき。

(17) その他、契約の目的を達するのに十分な履行が見込まれないことが明らかであるとき。

3 発注者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、この契約の一部を解除することができる。

(1) 契約の一部が履行不能であるとき。

(2) 受注者から契約の一部を解除する申入れがあったとき。

(違約金)

第12条 受注者は、前条の規定によりこの契約を解除されたときは、契約保証金に相当する金額を違約金として発注者に支払わなければならない。ただし、前条第3項による契約の一部を解除されたときは、発注者と受注者が協議して定めることができる。

(賠償金)

第13条 受注者は、第11条第2項第5号又は第6号に該当するときは、発注者が契約を解除するかどうかにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、発注者が契約の目的物の引渡しを受けた後においても適用があるものとする。

3 前2項の規定は、発注者に生じた損害の額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(損害賠償)

第14条 受注者が契約の本旨に従った履行をしないとき、又は契約の履行が不能であるときは、発注者は、受注者に対し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その契約の不履行が契約その他の債務の発生原因及び

取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定により損害賠償を請求することができる場合において、発注者は、次の各号に掲げるときは、契約の履行の代わりに損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 契約の履行が不能であるとき。
- (2) 受注者が契約の履行を拒絶する意思表示をしたとき。
- (3) 契約の不履行により契約の解除権が発生したとき。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第15条 受注者は、この契約から生ずる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は第三者のための担保に供することができない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約外の事項)

第16条 受注者は、本契約書に規定しない事項は、丸亀市契約規則に定めるところに従わなければならない。

第17条 この契約の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき、協議が調わない場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合における訴訟は、丸亀市役所所在地を管轄する高松地方裁判所丸亀支部に提起するものとする。

第18条 前各条に規定するもののほか必要な事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者がそれぞれ記名押印して、各自1通を保有する。

令和8年4月24日

発注者 丸亀市大手町二丁目4番21号

丸亀市

代表者 市長 松永 恭二 

受注者 広島市中区袋町4-25

株式会社大塚商会広島支店

支店長 真子 健 

仕様書

1 納入物品 GIGAスクール構想に係る児童用タブレット端末5,943台 購入

2 前提条件

- 本件は、国の公立学校情報機器整備事業費補助金を原資として造成した香川県GIGAスクール構想加速化基金を活用し、「GIGAスクール構想加速化基金管理運営要領（令和6年1月29日 文部科学省初等中等教育局長決定）」の規定に基づき実施する学習者用コンピュータの調達であること。
- 納品にあたっては、文部科学省が作成・公表している「GIGAスクール構想の実現学習者用コンピュータ最低スペック基準」や「GIGAスクール構想の実現学習者用コンピュータの調達等ガイドライン」等を一読の上、その基準等を満たすようにすること。

3 納入場所、納入台数

仕様書別紙2のとおり。

契約締結後、速やかに納入スケジュールを作成し、担当者の承認を得ること。

なお、別紙に記載されている数量等は予定数であり、児童の転出入等により契約時に増減することがあり得る。

4 納入機器等一覧

本業務における調達の範囲は下表のとおり。

	機器等名	全団体共通	オプション	備考
①	端末本体（タッチペンを含む。）	●		下記6のとおり
②	端末管理機能（MDM）	●		下記7(1)のとおり
③	機器等の初期設定、運搬等	●		下記7(2)のとおり

5 全体要件

- 納入する機器等（付属品を除く）は、その機種名や品番等がメーカーのカタログ又はホームページ等で公開され、その内容を確認できること。
- 日本国内で使用可能であること（例えば、電気用品安全法の対象となる物品についてはPSE規格を取得している製品であること、電波法の対象となる無線機を有する物品については技適マークを有すること等）。
- 可能な限り次の条件を満たすものを納入すること。
「香川県グリーン購入推進ガイドライン（令和6年第25版）」に定めのある品目については、それぞれ基準に適合したものを、定めのない品目については、「国際エネルギースターロゴマーク」等の環境ラベリング事業の対象製品、又はこれと同等のもの。
- 納入する機器等は、新品かつ市販されているものとし、改造等は不可とする。
- サプライチェーンの過程において、意図せざる変更が加えられないように適切な措置が講じられていること。
- 納入する機器等は、本仕様書に特に定める場合を除き、その品目ごとに同一のものとする。
- 納入日（納入先が複数ある場合には、その最後の納入日をいう）から1年以上、購入物品の設計・材料・製造等に起因する不具合が生じたときは、修理又は交換する責務を負うものとし（機器の不具合や修理によって再設定が必要な場合、学校の環境に合わせて機器を再設定する必要がある場合、又はソフトウェアの不具合によって再設定が必要な場合は、機器の設定作業を行い、機器やソフトウェアが正常に機能す

るための保守を実施すること)、その費用は受注者が負担するものとする。

- 上記の期間経過後も、納入した機器等の故障時における相談に真摯に対応すること。
- 機器等の運搬費など、納入に伴い発生する費用はすべて本業務に含めることとする。
- 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。

6 機器等要件（端末本体仕様）

納入する機器等のうち端末本体（タッチペンを含む）は下表の仕様を満たすものとし、同一機種を納入すること。

OS	<ul style="list-style-type: none"> ・ ChromeOS であること ・ ChromeOS デバイスの自動更新期限（AUE）が令和13年3月31日以降であること
形状	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンバーチブル型であること（ディスプレイとキーボード部分が分離しない一体型のものであって、ディスプレイが概ね 360 度回転可能であるもの）
CPU	<ul style="list-style-type: none"> ・ Intel Celeron Processor N4500 と同等以上であること（Intel 社製に限定するものではない）
ストレージ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 32GB 以上であること
メモリ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4GB 以上であること
画面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10～14 インチであること ・ タッチパネルであること ・ 同時に納入する USI 対応タッチペンに対応したパネルであること
無線	<ul style="list-style-type: none"> ・ IEEE 802.11 a/b/g/n/ac/ax 以上であること
キーボード	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本語JIS 配列準拠キーボードであること ・ タッチパッドが付いていること

タッチペン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納入する端末と同一メーカーの純正品であること ・ USI 規格に対応していること ・ パームリジェクション機能付きであること ・ 本体に収納して充電が可能であること
カメラ機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ インカメラ及びアウトカメラを備えていること
音声接続端子	<ul style="list-style-type: none"> ・ マイク・ヘッドフォン端子を1つ以上有していること
外部接続端子	<ul style="list-style-type: none"> ・ USB3.0 以上の規格であって USB Type-C PD(Power Delivery)に対応したポートを1つ以上有していること
バッテリー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内蔵バッテリーで8時間以上駆動すること
重さ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1.5kg 以下であること
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電源アダプタ、ケーブル、その他必要な付属品を備えていること ・ 端末本体の色は指定しないが、対象団体ごとに統一すること

7 機器等要件（端末本体以外・全団体共通事項）

(1) 端末管理機能（MDM）

調達する端末台数と同数の Google GIGA License を、端末と併せて納品すること。

(2) 機器等の初期設定、運搬等に係る共通事項

- ① 納入する全端末の MAC アドレス情報及び製造番号を提出すること。
- ② 納入後ただちに児童が利用できるよう、必要な設定等をした状態で納品すること。
具体的には以下を想定しているが、そのほかにも可能な限り発注者の要望等に真摯に対応すること。設定等に必要な情報は契約締結後に発注者から受注者へ提供する。

- 各対象団体が指定する Google Workspace for Education のドメイン（以下「GWS」という）において、発注者の指示に従い対象となる OU ごとのデバイスポリシー設定（無線 AP 情報など）を行うこと。
 - GWS に、納入する端末のデバイス登録を行うこと。
 - 納入後、端末の電源を入れるだけで、各納入先の既設無線アクセスポイントに端末が接続できるようにした状態で納入すること。
- ③ 受注者が指定する情報を印字した端末管理シールを、担当者の指示に従い貼付した状態で納入すること。
- ④ 納入場所への搬入等にあたっては、搬入経路等、運搬車両の通行、駐車場所について担当者と協議を行い、安全管理を行うこと。また、搬入・設置等に係る詳細な日程については、担当者と別途調整すること。
- ⑤ 納入場所において納入先担当者の指示に従い機器等の梱包の開梱を行い、搬入（納入）に伴って生じた不要な梱包材や消耗資材等は持ち帰ること。

仕様書別紙2

学校名	納入台数	住所	納入場所
丸亀市立城乾小学校	137	香川県丸亀市中府町五丁目 15 番 1 号	学校住所に同じ
丸亀市立城坤小学校	774	香川県丸亀市今津町 348 番地	学校住所に同じ
丸亀市立城北小学校	197	香川県丸亀市瓦町 95 番地	学校住所に同じ
丸亀市立城西小学校	560	香川県丸亀市六番丁 12 番地	学校住所に同じ
丸亀市立城南小学校	635	香川県丸亀市田村町 973 番地	学校住所に同じ
丸亀市立城東小学校	594	香川県丸亀市土器町西五丁目 113 番地	学校住所に同じ
丸亀市立城辰小学校	316	香川県丸亀市川西町北 151 番地	学校住所に同じ
丸亀市立郡家小学校	715	香川県丸亀市郡家町 790 番地 1	学校住所に同じ
丸亀市立飯野小学校	330	香川県丸亀市飯野町西分 113 番地	学校住所に同じ
丸亀市立垂水小学校	310	香川県丸亀市垂水町 1408 番地	学校住所に同じ
丸亀市立富熊小学校	185	香川県丸亀市綾歌町富熊 1227 番地	学校住所に同じ
丸亀市立栗熊小学校	128	香川県丸亀市綾歌町栗熊東 323 番地	学校住所に同じ
丸亀市立岡田小学校	247	香川県丸亀市綾歌町岡田下 217 番地	学校住所に同じ
丸亀市立飯山南学校	266	香川県丸亀市飯山町上法軍寺 1206 番地	学校住所に同じ
丸亀市立飯山北学校	549	香川県丸亀市飯山町川原 1874 番地	学校住所に同じ
納入台数 計	5,943		

※ 島しょ部の小学校（本島小・広島小）については、令和7年度に中学校分と合わせて整備済み

提 案 理 由

議案第 63 号及び第 64 号

一般会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ 1 億 2,047 万 1,000 円を追加し、予算の総額を 644 億 2,047 万 1,000 円とするものであります。

その内容といたしまして、総務費関係では、令和 8 年から 12 月 3 日が「香川県民の日」として制定されたことに伴い、県民の日の認知度向上や県の魅力に触れる機会の創出を図るため、イベント実施等に係る委託料及び地域団体等に対する補助金合わせて 100 万円を計上します。

民生費関係では、平成 25 年の生活扶助基準の改定に対する最高裁判決を受け、当時生活保護を受給していた世帯に生活保護費を追加給付するため、9,761 万円を措置いたします。

消防費関係では、消防広域化に伴い必要となる本市例規の改正、廃止等の整備について、対象となる例規の抽出や整備方針の提案などの業務に係る委託料を 275 万円計上するほか、消防本部庁舎の太陽光発電設備について、現在故障により停止していることから、修理のため工事費 200 万円を追加計上いたします。

教育費関係では、いじめ等専門委員会委員の報酬等の見直しに伴い 11 万 1,000 円を追加するほか、法定点検により不具合が判明した綾歌総合文化会館の火災報知器受信機について更新工事を行うため、1,700 万円を措置するものであります。

また、これらの財源として、それぞれの事業に係る国・県支出金、基金繰入金、市債を計上するとともに所要の財源更正をいたします。

予算第 2 条の地方債の補正につきましては、消防本部施設改修事業に係る事業債の補正に伴い、借入限度額を変更するものであります。

駐車場特別会計につきましては、シビックロータリー駐車場が令和 8 年 9 月から供用開始となることに伴い、歳出では管理業務委託料を 385 万円追加計上するとともに、一般会計への繰出金を 165 万円減額する一方、歳入においてシビックロータリー駐車場の使用料 220 万円を計上し、予算の総額を 1 億 1,270 万円とするものであります。

議案第 65 号

丸亀市民会館条例の一部改正につきましては、丸亀市民会館の適正かつ円滑な管理運営を図るため、目的外使用の禁止等の関係規定を統合するとともに、入館制限に関する基準を新たに定めるほか、大ホール及び小ホールの舞台面のみを使用する場合の使用料の適用関係を明確にするため、所要の改正を行うものであります。

議案第 66 号

丸亀市駐車場条例の一部改正につきましては、大手町において新たに駐車場を整備し、供用を開始することに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 67 号

丸亀市公園条例の一部改正につきましては、郡家町において新たに街区公園が整備されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 68 号

丸亀市農業集落排水処理施設の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、農業集落排水処理施設を公共下水道に接続し、当該施設を廃止することに伴い、丸亀市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例等を廃止するとともに、関係する条例について所要の整備を行うものであります。

議案第 69 号

丸亀市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の額の改定を行うものであります。

議案第 70 号

丸亀市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、丸亀市いじめ等専門委員会及び丸亀市いじめ問題再調査委員会の委員報酬額を見直すため、所要の改正を行うものであります。

議案第 71 号

工事請負契約の締結につきましては、丸亀城石垣崩落復旧整備事業における丸亀城帯曲輪石垣復旧等（その 2）工事を実施するに当たり、鹿島建設株式会社四国支店を相手方とする仮契約を令和 8 年 5 月 7 日に締結しましたので、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 72 号

物品の購入につきましては、小型動力ポンプ付積載車（普通自動車）3 台の購入について、去る 5 月 18 日に指名競争入札を行いましたところ、株式会社岩本商会高松支店に落札決定し、物品売買仮契約を 5 月 22 日に締結しましたので、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 73 号

物品の購入につきましては、高規格救急自動車 1 台の購入について、去る 5 月 18 日に指名

競争入札を行いましたところ、香川日産自動車株式会社丸亀店に落札決定し、物品売買仮契約を5月22日に締結しましたので、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第74号

物品の購入につきましては、高度救命処置用資機材一式の購入について、去る5月18日に指名競争入札を行いましたところ、株式会社メディカルサービスに落札決定し、物品売買仮契約を5月22日に締結しましたので、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第75号

物品の購入につきましては、GIGA スクール構想に係る児童用タブレット端末5,943台の購入について、去る3月18日に香川県市町立学校学習者用コンピュータ等一式の共同調達に係るプロポーザル方式選定委員会を選定した、株式会社大塚商会広島支店と、物品売買仮契約を4月24日に締結しましたので、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。